

260-0031
千葉県千葉市中央区新千葉2-10-10
ニューリーブス306

日本盲導犬協会ホームページアドレス
<https://www.moudouken.net/>
ホームページからクレジットカードで寄附することができます。

一般社団法人視覚情報サポートラジオ 様
代表 前田 憲志 様

J12850



税制上の優遇措置について

公益財団法人日本盲導犬協会に対する寄附金(賛助会費を含む)は、税制上の優遇措置があります。

1. 個人の場合

◆所得税(国税)について

特定寄附金として寄附金控除限度額まで確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。

「所得控除」制度と「税額控除」制度のいずれか有利な方を選択適用できます。

「寄附金控除」を受けるためには、次の書類を添付のうえ、確定申告が必要です。

- ・「所得控除」制度を選択適用した場合には、協会が発行した寄附金の領収書(下部領収書)が必要。
- ・「税額控除」制度を選択適用した場合には、下部領収書に加え税額控除に係る証明書の写し(右証明書)が必要。

◆住民税(地方税)について

神奈川県、横浜市及び仙台市の条例により、こちらにお住まいの方には、確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金 →横浜市
 - 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金 →横浜市以外の神奈川県
 - 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金 →仙台市
 - 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合 →上記以外
- ※領収書に記載されているご住所が住民票と違う場合は、お手数ですが訂正をお願いします。

◆相続税について

相続開始から10ヶ月以内に相続財産の中から当協会にご寄付いただき、必要書類を添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。



2. 法人の場合

寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算金額内で、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。決算時に確定申告書に当協会が発行した領収書(下部領収書)の添付が必要となります。

領 収 書

No. 102877

J12850

千葉県千葉市中央区新千葉2-10-10
ニューリーブス306

一般社団法人視覚情報サポートラジオ

様

★ ¥14,800 -

2025年 03月 19日

上記金額正に領収いたしました。

寄付として



公益財団法人
につき、収入
印紙は貼付い
たしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です



公益財団法人
日本盲導犬協会
理事長 金高 雅
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町21-3-3F
TEL: 03-5452-1266 FAX: 03-5452-1267

当協会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。この寄附金は、特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第78条第2項第3号又は法人税法第37条第4項に規定する寄附金です。